

# KAWASAKI LABOR INFORMATION

# かわさき労働情報

2026  
4  
No.2184

## 特集 カスタマーハラスメント対策元年

川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.9～】

- 熱中症予防強化キャンペーン
- 2026年4月スタート！在職老齢年金制度の見直しについて

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q&A【P.11】



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

労働情報を  
ウェブで見るとは？

川崎市ホームページ

かわさき労働情報

検索



# カスタマーハラスメント対策元年

法政大学法学部教授 沼田 雅之

## 1. はじめに—2025年改正労働施策推進法の内容

2025（令和7）年6月に改正労働施策総合推進法が可決成立しました。ハラスメント対策に関する改正法の主な内容は、①カスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の導入と、②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するための雇用管理上の措置義務の導入です。いずれも事業主に対する義務として導入され、大企業・中小企業関係なく、すべての事業主の義務となります。


改正法の施行は、2026（令和8）年10月1日施行となりますので、各企業の労使が急ぎ対応することが必要となっています。

## 2. カスタマーハラスメントの定義

改正法は、カスタマーハラスメントを「職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの（顧客等言動）により当該労働者の就業環境が害されること」と定義しています。具体的なカスタマーハラスメントの例は、厚生労働省が定める指針で明らかにされています（2026年2月26日厚労省告示第51号）。指針によれば、表1のようなものが規制対象となるカスタマーハラスメントとされています。

表1 社会通念上許容される範囲を超えた言動の典型的な例(案)

<p>言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの</p>	<p>① そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求 ・ 性的な要求や、労働者のプライバシーに関わる要求をすること。</p> <p>② 契約等により想定しているサービスを著しく超える要求 ・ 契約内容を著しく超えたサービスの提供を要求すること。</p> <p>③ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求 ・ 契約金額の著しい減額の要求をすること。</p> <p>④ 不当な損害賠償要求 ・ 商品やサービス等の内容と無関係である不当な損害賠償要求をすること。</p>
<p>手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの</p>	<p>① 身体的な攻撃(暴行、傷害等) ・ 殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと。 ・ 物を投げつけること。 ・ わざとぶつかること。 ・ つばを吐きかけること。</p> <p>② 精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等) ・ 店舗の物を壊すことをほのめかす発言やSNS等のインターネット上へ悪評を投稿することをほのめかす発言によって労働者を脅すこと。 ・ SNS等のインターネット上へ労働者のプライバシーに係る情報の投稿等を行うこと。 ・ 労働者の人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うことを含む。 ・ 土下座を強要すること。 ・ 盗撮や無断での撮影をすること。 ・ 労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の者に暴露すること又は当該労働者が開示することを強要する若しくは禁止すること。</p> <p>③ 威圧的な言動 ・ 大きな声をあげて労働者や周囲を威圧すること。 ・ 反社会的な言動を行うこと。</p>

<p><b>④ 継続的、執拗な言動</b>  <small>しつよう</small>                  ・ 同様の質問を執拗に繰り返すこと。                  ・ 当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立てをすること。                  ・ 同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつけること。</p> <p><b>⑤ 拘束的な言動(不退去、居座り、監禁)</b>                  ・ 長時間に渡る居座りや電話で労働者を拘束すること。</p>	
---	---

### 3. 雇用管理上講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的内容は、表2の通りですが、すでに義務化されているセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等とほぼ同様な対応が求められるということです。

表2 雇用管理上講ずべき措置の具体的内容(例)

<p><b>①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場におけるカスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。</li> <li>・ 職場におけるカスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた職場におけるカスタマーハラスメントへの対応の内容を、管理監督者を含む労働者に周知すること。</li> </ul>
<p><b>②相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</li> <li>・ 相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。</li> </ul>
<p><b>③職場におけるカスタマーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。</li> <li>・ 職場におけるカスタマーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。</li> <li>・ 再発防止に向けた措置を講ずること。</li> </ul>
<p><b>④職場におけるカスタマーハラスメントへの対応の実効性を確保するために必要な抑止措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知するとともに、当該方針において定めた対処を行うことができる体制を整備すること。</li> <li>・ 具体的には、(1)暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については、警察へ通報すること、(2)行為者に対して警告文を发出すること、(3)法令の制限内において行為者に対して商品の販売、サービスの提供等をしないこと、(4)行為者に対して店舗及び施設等への出入りを禁止することなどがある。</li> </ul>

### 4. フリーランスに対するカスタマーハラスメント

今回の法改正によって、労働者に対するカスタマーハラスメント対策については、一定の法的措置がなされました。しかし、労働者と同等の弱い立場に立たされているフリーランスへの対策は講じられていません。この点、改正法の附則に、フリーランス法で保護されるフリーランス(特定受託事業者)に対するカスタマーハラスメント対策についても検討することとされています。

### 5. おわりに

カスタマーハラスメント対策は、業種・業態等によりその被害の実態や必要な対応も異なるはずですが、一般的な対策に終始するのではなく、それぞれの会社ごとの特性を考慮した対応策を策定することが重要です。それが、ひいては良質な労働力の定着に資することになるはずですが。

なお、内定を獲得したい学生の置かれた状況を利用した、深刻なセクシュアルハラスメントも問題となっています。改正法は、学生等の求職者に対するセクシュアルハラスメント防止のための事業主の措置義務を課しています。カスタマーハラスメント対策と同時に、社内におけるセクシュアルハラスメント防止対策と同等の求職者対策が求められます。

## 令和8年度川崎市中小企業融資制度 中小企業者等を融資で応援！

川崎市では、中小企業者等に各種資金を長期・固定金利で融資する中小企業融資制度を設けています。中小企業融資制度は、川崎市が川崎市信用保証協会、取扱金融機関と協調して行っている融資制度です。中小企業融資制度の特徴は次の3点です。

- ① **多くの制度で固定金利が利用可能**
- ② **返済期間を長期に設定**
- ③ **川崎市が川崎市信用保証協会の信用保証料を補助して利用者の負担を軽減（一部制度を除く）**

※利用には諸条件がありますのでお問い合わせください。

※融資のお申込みは取扱金融機関となります。

### SDGs・脱炭素化取組支援融資

川崎市では先進的なSDGsの取組や2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を促進するため、下記の対象事業を行った事業者に対し、振興資金等(対象制度)の信用保証料を最大100%補助します！

#### 【対象制度】

振興資金(設備強化支援資金、短期継続資金、協調支援型特別資金、モニタリング強化型特別資金を含む)、小規模事業資金(短期サポート・小口サポート・ミニを含む)、小口零細対応小規模事業資金

#### 【対象事業】

#### 1. SDGs対象事業(30%補助)

##### ・「かわさきSDGsゴールドパートナー」

申請方法:届出書及び認証書の写しを取扱金融機関へご提出ください。

問合せ:川崎市総務企画局共創推進室 電話044-200-0374



#### 2. 脱炭素化対象事業(30%補助)

##### ・「川崎市『脱炭素行動宣言』」

申請方法:届出書及び認証書の写しを取扱金融機関へご提出ください。

問合せ:川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-3871



##### ・「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」

申請方法:届出書、認定証及び契約書の写しを取扱金融機関へご提出ください。

問合せ:神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 電話045-210-4090



#### 3. 脱炭素化対象事業(100%補助)

100%補助事業は各事業の申請書類に加え、「1. SDGs対象事業」の申請書類も必要です。

##### ・「『川崎市脱炭素経営アクション推進事業者』認定制度」

申請方法:届出書及び認定書の写しを取扱金融機関へご提出ください。

問合せ:川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-0369



##### ・「事業活動脱炭素化取組計画書制度」

申請方法:届出書を取扱金融機関へご提出ください。

問合せ:川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-2545



##### ・「川崎CNブランド」

申請方法:届出書及び認定証の写しを取扱金融機関へご提出ください。

問合せ:川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-3872



※「令和8年度川崎市中小企業融資制度一覧表」は次ページ(P5)をご覧ください。

#### 【問合せ】川崎市 経済労働局 経営支援部 金融課

川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階  
電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263

#### 川崎市 経済労働局 経営支援部 中小企業溝口事務所

川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階  
電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075



▲川崎市中小企業融資について  
(川崎市ウェブサイト)

【令和8年度川崎市中小企業融資制度一覧表】

制度名		融資限度額	融 資 利 率	信用保証料率	資金使途・期間
振興資金	振興資金★	中小企業者2億円 協同組合等4億円	(短期) 1年以内 年2.1%以内 (長期) 1年超5年以内 年2.6%以内 5年超7年以内 年2.9%以内 7年超 年3.1%以内 又は制度所定変動金利 ※2	年0.450%~1.900%	(短期) 運転資金・設備資金 1年以内(据置6か月以内を含む) (長期) 運転資金 7年以内(据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内(据置1年以内を含む)
	設備強化支援資金★		5年以内 年2.4%以内 5年超10年以内 年2.6%以内 10年超 年3.0%以内 又は制度所定変動金利 ※2		設備資金 15年以内(据置1年以内を含む)
	短期継続資金★	5,000万円	金融機関所定利率 又は制度所定変動金利 ※2		運転資金 1年以内(一括返済に限る)
	協調支援型特別資金★	中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円	(短期) 1年以内 年2.1%以内 (長期) 1年超5年以内 年2.6%以内 5年超7年以内 年2.9%以内 7年超 年3.1%以内 又は制度所定変動金利 ※2	年0.300%~1.430%	運転資金 10年以内(据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内(据置3年以内を含む) ※運転設備資金の場合は設備資金と 同様の期間
	モニタリング強化型特別資金★ NEW!			年0.230%~0.950%	
小規模事業資金	小規模事業資金★	3,500万円	3年以内 年2.2%以内 3年超5年以内 年2.4%以内 5年超 年2.5%以内	年0.383%~1.710%	運転資金・設備資金 8年以内(据置1年以内を含む)
	短期サポート型★	2,000万円	年1.6%以内	年0.225%~0.950%	運転資金・設備資金 1年以内(据置6か月以内を含む)
	小口サポート型★	2,000万円	年1.8%以内		運転資金・設備資金 5年以内(据置1年以内を含む)
	ミニニ★	300万円	年1.7%以内		運転資金 4年以内(据置6か月以内を含む)
小規模事業資金★・△	2,000万円	3年以内 年1.9%以内 3年超5年以内 年2.1%以内 5年超8年以内 年2.2%以内 8年超 年2.3%以内	年0.450%~1.100%	運転資金・設備資金 10年以内(据置1年以内を含む)	
経営安定資金	不況対策資金(5年型)	3,000万円	年1.8%以内	年0.383%~0.950%	運転資金・設備資金 5年以内(据置1年以内を含む)
	不況対策資金(10年型)	8,000万円	年2.0%以内		運転資金・設備資金 10年以内(据置1年以内を含む)
	危機対策資金	2億8,000万円	年2.0%以内	年0.400%	運転資金・設備資金 10年以内(据置2年以内を含む)
	災害対策資金	8,000万円	年1.9%以内	年0.450%~0.950%	運転資金・設備資金 10年以内(据置1年以内を含む)
	激甚災害対策資金	2億8,000万円		年0.450%	
	伴走支援型 経営力強化資金	1億円	年1.9%以内	一般枠(4~12月) 年0.135%~0.525% 一般枠(1~3月) 年0.225%~0.875% セーフティネット枠(4~12月) 年0.230% セーフティネット枠(1~3月) 年0.383%	運転資金 5年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本資金によって保証付きの既往 借入金を借り換える場合は10年以内 (据置1年以内を含む)
	借換支援資金	2億8,000万円	年2.1%以内	年0.450%~1.900%	運転資金 10年以内(据置1年以内を含む)
条件変更改善型 借換資金	10年以内 年2.1%以内 10年超 年2.6%以内		運転資金 15年以内(据置1年以内を含む) 新規融資を含む場合、据置は2年以内		
企業再建資金	2億8,000万円	年2.8%以内	年0.225%~1.100%	運転資金・設備資金 10年以内(据置1年以内を含む)	
経営改善サポート型 企業再建資金△		10年以内 年2.3%以内 10年超 年2.8%以内	年0.340%又は年0.400%	運転資金・設備資金 15年以内(据置1年以内を含む)	
産業立地促進資金	産業立地促進資金	運転資金 2億8,000万円 設備資金 20億円	運転資金 年2.6%以内 設備資金 年2.7%以内	保証付きの場合 年0.450%~1.900%	運転資金 7年以内(据置1年以内を含む) 設備資金 15年以内(据置1年以内を含む)
	企業立地促進資金	2億8,000万円	年2.5%以内	年0.225%~0.950%	運転資金 7年以内(据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内(据置1年以内を含む)
創業支援資金	アリーステージ 対応資金△	3,500万円	年2.2%以内 又は制度所定変動金利 ※2	年0.000% (川崎市信用保証協会 年0.300%引下げ含む) ※一部の対象者は 年0.450%~1.900%	運転資金 7年以内(据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内(据置1年以内を含む) ※市内設備に限る
	女性・若者・シニア 起業家支援資金△		年2.1%以内 又は制度所定変動金利 ※2	年0.000% (川崎市信用保証協会 年0.300%引下げ含む)	
	スタートアップ創出促進資金△		年2.2%以内 又は制度所定変動金利 ※2	年0.500%	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (いずれも据置1年以内を含むが、金融機 関のプロパー融資と同時に実行又はプロ パー融資残高がある場合は据置3年以内 とする)
流動資産担保資金	2億5,000万円	年2.5%以内	年0.340%	運転資金・設備資金 1年以内	
事業承継特別保証資金	中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円	年1.9%以内	年0.000%~0.950%	事業資金 10年以内(据置1年以内を含む)	

※1 ★印の資金については、「SDGs・脱炭素化取組支援資金」の取扱いが可能です。  
 ※2 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利等で、金融機関によって異なります。  
 ※3 特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、(△)印で示してあります。  
 ※4 信用保証料の上乗せで経営者保証が不要となる「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用できる場合があります。

# 生活資金貸付のお知らせ

## 川崎市勤労者生活資金貸付制度

### 申込資格

- ① 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者
- ② 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者
- ③ 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者（確定申告を3年間行っている方）

※③に該当しない事業主及び公務員は除きます。

※返済能力等について中央労働金庫の審査があります。

### 使途

- ① 本人または親族の冠婚葬祭費
- ② 本人または同居家族の医療費
- ③ 子供の高校・大学等の教育費
- ④ 耐久消費財の購入費
- ⑤ 旅行・余暇活動等の費用
- ⑥ 自己研修及び職業能力開発に要する費用
- ⑦ 育児・介護休業に要する費用
- ⑧ 住宅の増改築・修繕費用
- ⑨ 賃金の遅配・欠配時の生活費用

※借入金の借り換え（③を除く）及び事業資金には利用できません。

※④及び⑤は年収700万円以上の方はご利用いただけません。

### 貸付額

10万円～150万円（1万円単位）

※自動車購入費を含む耐久消費財の購入費、旅行・余暇活動等の費用：10万円～100万円（1万円単位）

※住宅の増改築・修繕費用、福祉車両購入費用：10万円～300万円（1万円単位）

### 返済期間

10年以内

### 返済方法

元利均等割賦返済

### 貸付金利

①年2.3%

本人又は親族の冠婚葬祭費、本人又は同居家族の医療費（出産費用含む）、耐久消費財の購入費（自動車以外）、旅行・余暇活動等の費用、自己研修及び職業能力開発に要する費用

②年1.1%

子供の高校・大学等の教育費、自動車購入費、住宅の増改築・修繕費用、賃金の遅配・欠配時の生活費用

③年1.0%

育児・介護休業に要する費用

※別に保証料がかかります。

※半年ごとに金利の見直しを行います。

### その他

申し込み多数により貸付総額に達した場合は、貸付を停止します。

【問合せ・ご相談】 中央労働金庫 市内各支店

川崎支店 044-200-4321 中原支店 044-733-0161

【所管】 川崎市 経済労働局 労働・人材支援部 電話 044-200-2271

# 令和8年度 市内中小企業向け補助金の公募について

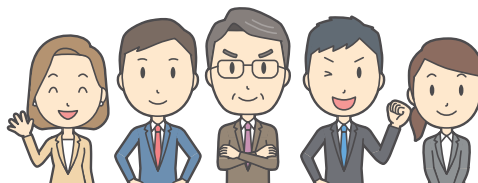
## 1 川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金の公募について

- ◇対象者・対象事業 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業者が行う新技術・新製品開発事業
- ◇補助率・補助限度額 補助対象経費の1/2以内、200万円(補助下限額50万円)
- ◇募集期間 令和8年4月1日～4月20日
- ※詳細は、川崎市ホームページをご確認ください。



## 2 川崎市がんばる中小企業応援補助金の公募について

- ◇対象者・対象事業 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業者が行う販路開拓事業
- ◇補助率・補助限度額 補助対象経費の1/2以内、25万円(補助下限額5万円)
- ◇募集期間 令和8年4月1日～4月30日
- ※詳細は、川崎市ホームページをご確認ください。



### 【問合せ】

経済労働局 経営支援部 経営支援課 経営革新担当  
TEL: 044-200-2324 FAX: 044-200-3920

## 3 川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度の公募について

	①立地促進支援	②操業環境改善支援
助成対象者	中小製造業者	助成対象地域に工場を有する中小製造業者
助成対象地域	市内の準工業地域及び工業地域 (一部除外地域あり。)	市内全域 (一部除外地域あり。)
助成対象事業	工場等を新增設する事業 (既存の建物を賃借又は取得する場合を含む。)	工場の操業環境の改善 (防音・防振・脱臭・浸水対策等) に資する事業
助成率	対象経費の10分の1以内	対象経費の4分の3以内
助成限度額	最大3,000万円 (*賃貸物件は最大2,000万円)	300万円



①立地促進支援



②操業環境改善支援

- ◇募集期間 令和8年4月1日～(要事前相談。毎月末締切。予算額に達した月に募集終了)
- ※操業環境改善支援は1月末、立地促進支援は3月10日まで
- ※詳細は、川崎市ホームページをご確認ください。

【問合せ】 経済労働局 経営支援部 経営支援課 立地調整担当 TEL: 044-200-2333 FAX: 044-200-3920



## 川崎駅周辺イベントのお知らせ!



【日 時】 令和8年4月18日(土)、19日(日)11:00～17:00 ※会場により異なります。

### ■かわさきアジアンフェスタ

タイ、中国、ベトナムなど、アジアの食が楽しめる屋台村、商店街等でのイベント、豪華プレゼントが当たるスタンプラリーなど、様々なイベントを実施します！  
今年は韓国発祥のテコンドーの体験会も実施します！

【会 場】 川崎駅周辺の商店街・商業施設、川崎市役所など

【問合せ】 かわさきアジアンフェスタ実行委員会

(川崎市経済労働局観光・地域活力推進部) 電話044-200-2352 イベントHP



### ■音楽のまち・かわさき アジア交流音楽祭

川崎駅周辺で、アジア各国の音楽や踊り、地元で活躍中のミュージシャンによるフリーライブを開催！

【会 場】 アトレ川崎スカイコート、川崎アゼリア サンライト広場、川崎競輪場、川崎ルフロン、かわしんふれあい広場、銀座街ダイス駐輪場入り口横、銀柳街入口、川崎市役所(本庁舎アトリウム・南庁舎)

【問合せ】 アジア交流音楽祭実行委員会(「音楽のまち・かわさき」推進協議会)

電話044-544-9641



# 労働相談等のお知らせ

秘密厳守  
相談無料

## ●一般労働相談 <予約不要>

正社員、パート、アルバイト、派遣社員などで働く方や事業主の方からの相談に職員が応じています。

日時 月曜日～金曜日（平日のみ） 9時～16時30分（12時～13時は除く。）  
会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県

## ●弁護士労働相談 <事前予約制・電話相談可>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 原則、毎月第4火曜日（平日のみ）  
（1人40分以内）  
会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県／川崎市

## ●夜間労働相談 <事前予約制・電話相談可>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話またはホームページからご予約ください。

日時 令和8年4月16日（木）（1人45分以内）  
原則、毎月第3木曜日（平日のみ）  
会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県／川崎市



かながわ労働センター  
川崎支所ホームページ

【申込・問合せ】かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/index.html>  
川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口1階（JR 武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分）

## 川崎市民館・労働会館の愛称を募集します！

いつでも気軽に集まれて、それぞれの活動をしたり、集まった人の間で新しい交流が生まれたりする。令和9年11月に供用開始を予定している川崎市民館・労働会館が、そんな魅力的な、みんなに愛される施設となるように、愛称を募集します。

詳細をご確認の上、ぜひご応募ください。

- 愛称の条件**
- ① 施設全体をイメージできるもの
  - ② 親しみやすく、覚えやすいもの
  - ③ 自作の未発表作品で、ほかの商標や施設の名称を模倣していないもの

**応募資格** どなたでも応募可能

**応募方法** 川崎市簡易版電子申請サービス(LoGoフォーム)で応募

**募集期間** 令和8年4月1日(水)～5月7日(木)

**選定方法** 川崎市が設置する愛称選定委員会で審査を行い、最大4点選出後、市民投票(7月頃予定)の上で、愛称となる最優秀賞1点を決定します。

同じ愛称で多数の応募があった場合は、抽選により受賞者1名を決定することがあります。

なお、市民投票後に商標の取得ができないことが判明した場合には、投票数を無効として選定します。

**表彰** 開館記念式典(オープニングセレモニー)で表彰し、記念品を贈呈します。  
・最優秀賞 1点

詳細および応募方法等は川崎市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000184716.html>



【問合せ】川崎市経済労働局 労働・人材支援部  
電話 044-200-2271 メール 28roudou@city.kawasaki.jp  
川崎市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課  
電話 044-200-1806 メール 88syogai@city.kawasaki.jp

## 川崎市商工業従業員永年勤続者表彰のご案内

川崎市では、市内事業所に永年にわたり勤務し、功績顕著な従業員を対象に市長から表彰状の授与を行っております。

表彰の対象となる従業員の推薦を次のとおり受け付けます。皆様からの推薦をお待ちしております。

【日時】令和8年7月30日(木)(予定)

【場所】川崎市産業振興会館

【推薦基準】

- ・勤続年数は、同一の企業者等における市内事業所での勤続年数とし、通算することができます。
- ・商業・サービス業・情報通信業：勤続15年以上
- ・建設業・運輸業・工業：勤続20年以上

【推薦期間】令和8年4月上旬～5月上旬(予定)

※ 過去に表彰された方は対象外となりますので、ご了承ください。

※ 応募等に関する詳細は、4月上旬に川崎市ホームページにて公開いたします。

【問合せ】川崎市 経済労働局 経営支援課 電話 044-200-3126 FAX 044-200-3920

メール 28keiei@city.kawasaki.jp



川崎市HP



## ☀️☀️☀️☀️☀️ 熱中症予防強化キャンペーン ☀️☀️☀️☀️☀️

熱中症による救急搬送人員や死亡者数が高い水準で推移しています。4月から9月までの「熱中症予防強化キャンペーン」では、政府一体となり時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施しています。

皆さんも熱中症の危険度を示す「暑さ指数」「熱中症警戒アラート」「熱中症特別警戒アラート」を活用し、エアコンの適切な利用、こまめな水分・塩分補給など熱中症を防ぐ行動をお願いします。

### ◆職場における熱中症による死傷者数の推移◆

2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
959 (22)	561 (20)	827 (30)	1,106 (31)	1,257 (31)

※( )内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

厚生労働省HP  
「職場における熱中症予防情報」▶



### ◆準備期間4月にすべきこと◆

- 労働衛生管理体制の確立
- 設備対策の検討
- 作業計画の策定
- 服装の検討
- 休憩場所の確保の検討
- 緊急時の対応の事前確認
- 教育研修の実施
- 暑さ指数(WBGT)の把握の準備

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」リフレット▶



## 2026年4月スタート！在職老齢年金制度の見直しについて

～働きながら年金を受給する皆さま、在職老齢年金制度が改正されます～

働く方の年金が減額<sup>※1</sup>になる基準額<sup>※2</sup>が変わります

2026年3月まで

51万円/月



2026年4月から

65万円/月

※1 老齢基礎年金は減額されません。

※2 基準額とは賃金と老齢厚生年金を合わせた金額です。上記の金額は毎年度、賃金の変動に応じて改定されます。

在職老齢年金とは、働きながら年金を受給する高齢者について、一定額以上の報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方にに基づき、年金の支給額を調整する仕組みです。

2025年年金制度改正法に基づき、2026年4月から、年金が減額になる基準額(賃金と老齢厚生年金の合計)が月51万円から65万円に引き上げられます。平均寿命・健康寿命が延びる中で、働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとすることが、今回の見直しの趣旨です。

※詳しくは、厚生労働省ホームページ「在職老齢年金制度の見直しについて」(右の二次元コード)をご覧ください。



# 令和8年4月

## I-1 労働市場(神奈川県、川崎市)

\* 1月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.83倍で前年同月に比べ0.07ポイント下回りました。  
 \* 1月の川崎市内の有効求人倍率は、0.78倍で前年同月に比べ0.04ポイント下回りました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和4年度平均		9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年度平均		9,390	7,273	16,664	98,257	7,764	12,269	20,033	107,997	1.21	0.59	0.83	0.91
令和6年度平均		9,413	6,940	16,353	99,573	8,261	12,446	20,708	109,369	1.14	0.56	0.79	0.91
令和7年	8月	9,201	6,304	15,505	93,430	8,574	13,155	21,729	113,989	1.07	0.48	0.71	0.82
	9月	9,512	6,410	15,922	94,966	8,473	13,248	21,721	114,209	1.12	0.48	0.73	0.85
	10月	9,963	6,753	16,716	95,788	8,513	13,343	21,856	115,566	1.17	0.51	0.76	0.82
	11月	9,665	6,364	16,029	93,629	8,174	12,763	20,937	110,682	1.18	0.50	0.77	0.81
	12月	9,657	6,691	16,348	95,692	7,754	12,201	19,955	105,355	1.25	0.55	0.82	0.84
令和8年	1月	9,177	6,580	15,757	95,733	7,787	12,306	20,093	106,686	1.18	0.53	0.78	0.83
資料出所		川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注1) 労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。  
 (注2) 神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。  
 (注3) 川崎(川崎公共職業安定所(川崎南部))の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。  
 (注4) 川崎市内の数値について、令和6年4月実績から、ハローワークに所せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数を含む。

## I-2 労働市場(全国)

\* 1月の完全失業者数は179万人、完全失業率は2.7%となりました。  
 一方、有効求人倍率は1.18倍で、前年同月に比べ0.08ポイント下回りました。

年月	項目	完全失業者 (全国)		完全失業率 (%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和5年平均		178	-0.6	2.6	1.31
令和6年平均		176	-1.1	2.5	1.25
令和7年平均		176	-0.3	2.5	1.22
令和7年	8月	182	4.0	2.6	1.20
	9月	184	6.4	2.6	1.20
	10月	183	7.6	2.6	1.18
	11月	171	4.3	2.6	1.18
	12月	166	7.8	2.6	1.19
令和8年	1月	179	9.8	2.7	1.18
資料出所		総務省統計局「労働力調査」厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値  
 ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値

## II 業種別労働災害発生状況

\* 令和8年1月の労働災害発生状況は、前年比6件減の20件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比 (%)
製造業		2(0)	2(0)	0	0.0
建設業		2(0)	1(0)	1	100.0
運輸業		2(0)	7(0)	-5	-71.4
第三次産業		14(1)	14(1)	0	0.0
鉱業、農林業 畜産・水産業		0(0)	2(0)	-2	-100.0
総計		20(1)	26(1)	-6	-23.1
資料出所		神奈川県労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)			

(注1) 休業4日以上の死傷者数、( )内は死亡者数で内数死傷者数は労働者私傷病報告、死亡者数は死亡災害速報から集計  
 (注2) 当該発生状況は、令和7年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請化に伴い、従来の統計締日の一部変更  
 (注3) 第三次産業は、「小売業・社会福祉施設・飲食店・清掃・と畜業・その他」の合計

## III 関連指標(全国、神奈川県、川崎市)

\* 1月の川崎市消費者物価指数は、111.4なり、前年同月に比べ1.8ポイント上回りました。

P:速報値

年月	項目	常用労働者賃金 (円)		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数			鉱工業生産指数		倒産状況 (件)			
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和5年平均		386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.8	104.0	6	43	724
令和6年平均		408,564	397,437	138.6	142.9	12.5	11.7	107.2	2.6	108.5	2.9	110.4	100.8	7	45	834
令和7年平均		425,218	407,680	136.7	141.1	12.0	11.5	110.3	2.8	111.9	3.2	109.5	102.1	7	47	858
令和7年	8月	340,990	332,555	129.0	135.2	10.2	10.6	110.6	2.7	112.1	2.7	99.7	100.6	5	43	805
	9月	342,225	335,091	136.1	139.9	12.0	11.4	110.3	2.6	112.0	2.9	117.0	103.2	9	50	873
	10月	354,277	337,567	145.3	147.7	12.9	12.1	111.2	2.7	112.8	3.0	120.1	104.7	7	62	965
	11月	363,188	351,701	135.6	140.8	12.7	11.8	111.5	2.6	113.2	2.9	107.2	101.9	4	43	778
	12月	821,871	759,081	137.3	140.4	12.2	11.6	111.4	2.0	113.0	2.1	P125.9	101.8	7	47	928
令和8年	1月		P338,915		P135.3		P11.1	111.4	1.8	112.9	1.5		P104	4	52	887
資料出所		県:統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国:厚生労働省「毎月勤労統計調査」					全国・市:総務省統計局「消費者物価指数」			県:統計センター「工業生産指数月報」 全国:経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県:金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国:東京商工リサーチ「企業倒産状況」				

(注1) 鉱工業生産指数は令和2年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。  
 (注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。国による2025年(令和7年)基準に基づく指数の公表後、新基準に基づく数値を遡及して公表(令和8年9月頃)  
 (注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

新年度が始まり、新しく会社で働き始める方も多いと思います。会社から交付される労働条件通知書や雇用契約書は、働くうえで大切な書類です。労働基準法第15条『労働条件の明示』について、関連する相談事例を3例ご紹介します。

「労働条件通知書」と「雇用契約書」の違いを教えてください。

役割が異なります。「労働条件通知書」は、会社が労働者に対して労働条件を「通知」する書類で、どのような条件で働くのかを正式に示すためのものです。

「雇用契約書」は、会社と労働者が労働条件について「合意」したことを確認する契約書です。

労働条件通知書の交付は法律上の義務で、必ず明示しなければならない事項も定められています。雇用契約書の作成は任意ですが、労使の合意の証拠となるため、トラブル防止の観点から作成するのが望ましいとされています。

最近では両方を兼ねた書式も多く使われています。

「労働条件通知書」は、いつ、どのように発行されるのですか？ 万が一、記載されている内容が実態と違う場合には、どうすればいいですか？

労働条件通知書は、労働契約の締結時や有期労働契約の更新時に、書面等(本人が希望した場合、メール・PD等の電子データ)で交付されます。口頭での説明は原則として認められていません。

記載内容が実態と異なる場合には、放置せず、早めに会社の人事担当者に確認し、協議してください。勘違いや説明不足で修正されることもあります。それでも解決しないならば、労働契約を解除、つまり退職を申し出ることもできます。

※困ったときは、働く人のための各種相談窓口が設置されていますので、ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001471883.pdf>

厚生労働省ハンドブック「これってあり?~まんが 知って役立つ労働法Q&A~」より



労働条件はあとから変更されることがありますか？

あります。ただし、会社が一方的に不利な変更をすることはできません。変更する場合は、事前に説明があり、原則として、労働者本人の同意や就業規則等の適法な変更が必要です。

また、2024年4月1日以降の労働条件通知書に「将来の見通し」を記載することが義務づけられました。就業場所と業務の「変更範囲」が明示されることにより「どこまで変更される可能性があるのか」が事前に分かるようになりました。会社側に透明性や公平性を求めるものですが、労働者は将来の働き方がイメージしやすくなり、安心して働き続けることができます。

なお、この変更の範囲には、配置転換先や在籍出向先の場所や業務は含まれますが、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修など、就業の場所や従事すべき業務が一時的に変更される場合は含まれません。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001298244.pdf>

厚生労働省パンフレット「2024年4月からの労働条件明示のルール変更 備えは大丈夫ですか？」



川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市労働相談案内ページをご確認ください▶▶



## 編集後記

桜など春の花々が咲き、街が鮮やかに色づき始める4月は、新しい年度が始まり、入学式や入社式など人生の節目を迎える時期ですね。

数年前のこの時期、我が家の子どもたちも、自分で決めたランドセルを背負い、小学校に入学しました。私自身は、春はいつも新しい未来に向かう季節のように感じてウキウキするのですが、子供たちの入学の年は、新しいランドセルを背負う背中を見ながら、明るい未来への喜びとともに、もう小学生なのかという少し寂しい気持ちと、ちゃんと小学校で過ごせるのだろうかといういらぬ心配と、色々な気持ちが混じり合いドキドキしたものです。そして今は、新しいランドセルを背負う子ども達とその様子を見守る保護者を見かけると、その光景を微笑ましく思い、また過去の気持ちを懐かしく感じます。

皆さまも4月は喜びや不安など色々な気持ちでスタートするかと思います。新しい未来にはたくさんの可能性が溢れています。どうか素敵な春をお過ごしください。



# 川崎市内最高峰の匠「かわさきマイスター」を募集します！

川崎市では、極めて優れた技術・技能を発揮して、産業の発展や市民生活を支える現役の技術・技能職者を「かわさきマイスター」として認定し、素晴らしい匠の技術の奨励・継承、後継者の育成に取り組んでいます。これまでに工業や衣・食・住など生活にかかわる、86職種134名の「かわさきマイスター」を認定しています。自薦・他薦を問わず、長年技術・技能を研鑽(けんさん)されてきた素晴らしい職人の方々を募集します。

## 1 応募期間

令和8年4月1日(水)から5月29日(金)まで【必着】

## 2 応募条件(応募時点)

- (1) 市内に1年以上在住または在勤している現役の優れた技術・技能職者
- (2) 年齢40歳以上、応募職種に25年以上従事している方

## 3 応募方法

所定の応募用紙にて次の住所へ郵送、持参またはEメールにて提出

※応募用紙は川崎市ホームページからダウンロード、または次の住所にて配布

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 本庁舎 9階  
川崎市 経済労働局 労働・人材支援部 技能奨励担当  
Eメール: 28roudou@city.kawasaki.jp

## 4 選考の流れ

- (1) 調査・選考 6月から9月まで(応募者の作業現場への訪問調査や選考委員会の開催)
- (2) 認定者発表 11月(予定)

## 5 主な認定特典

- (1) 認定証、報奨金、記念品の授与
- (2) 各種広報誌・川崎市ホームページへの掲載、報道機関へのPRなど
- (3) 各種イベント(川崎市主催その他)への出展支援

### <令和7年度認定 かわさきマイスター>



【伊波 晃 氏】

職種：型枠大工  
株式会社雪平工務店  
(中原区)



【高島 誠氏】

職種：溶接工  
株式会社西井工業所  
(川崎区)



【長谷川 功 氏】

職種：産業洗浄技能士  
フジクス株式会社  
(川崎区)



【福田 耕八 氏】

職種：弦楽弓製作  
福田弦楽弓製作所  
(多摩区)



【箕輪 佳伸 氏】

職種：平面研磨加工  
角丸金属有限会社  
(川崎区)

### 【問合せ】

川崎市 経済労働局 労働・人材支援部  
技能奨励担当 電話 044-200-2242

かわさきマイスター

かわさきマイスターウェブサイト▶

